

## 軽度者に係る福祉用具貸与の例外給付確認書類の再提出の要否

### ① 要支援

変更前居宅介護（予防）支援事業所	変更後居宅介護（予防）支援事業所	再提出の有無
地域包括支援センター	（委託先）居宅介護支援事業所 A	不要
（委託先）居宅介護支援事業所 A	地域包括支援センター	不要
（委託先）居宅介護支援事業所 A	（委託先）居宅介護支援事業所 B	不要※ <sup>1</sup>

※地域包括支援センターが変更となる場合は、再提出が必要。

※<sup>1</sup>委託先の居宅介護支援事業所が変更となっても、給付管理を行う委託元の市町村地域包括支援センターは変更していないため、この場合は事業所の変更とはみなさない。

### ② 要支援→要介護

変更前居宅介護（予防）支援事業所	変更後居宅介護（予防）支援事業所	再提出の有無
地域包括支援センター	居宅介護支援事業所 A	必要
（委託先）居宅介護支援事業所 A	居宅介護支援事業所 A	不要
（委託先）居宅介護支援事業所 A	居宅介護支援事業所 B	必要

### ③ 要介護→要支援

変更前居宅介護（予防）支援事業所	変更後居宅介護（予防）支援事業所	再提出の有無
居宅介護支援事業所 A	地域包括支援センター	必要
居宅介護支援事業所 A	（委託先）居宅介護支援事業所 A	不要
居宅介護支援事業所 A	（委託先）居宅介護支援事業所 B	必要

### ④ 要介護

変更前居宅介護（予防）支援事業所	変更後居宅介護（予防）支援事業所	再提出の有無
居宅介護支援事業所 A	（委託先）居宅介護支援事業所 B	必要

※いずれも変更前の居宅介護（予防）支援事業所から軽度者に係る福祉用具の例外給付確認書類が提出されていることが前提。

※要介護更新認定を受けた場合等のケアプランの見直しの度に確認書類の再提出は求めないが、福祉用具が必要な理由について随時見直しを行い、必要性について再検討すること。